

工 事 仕 様 書

総合政策部公共施設マネジメント課

令 和 6 年 度		事業種別	市 単
工事件名	福祉の里改修工事		
工事場所	新座市新塚一丁目4番5号		
期 間	令和6年 月 日から令和7年8月29日まで		
工事概要			
福祉の里改修工事における以下の工事			
・ 建築工事 1 式			
・ 電気設備工事 1 式			
・ 機械設備工事 1 式			

案内図

栄緑道
管理事務所



福祉の里

工事箇所

栄交番

栄出張所
栄公民館

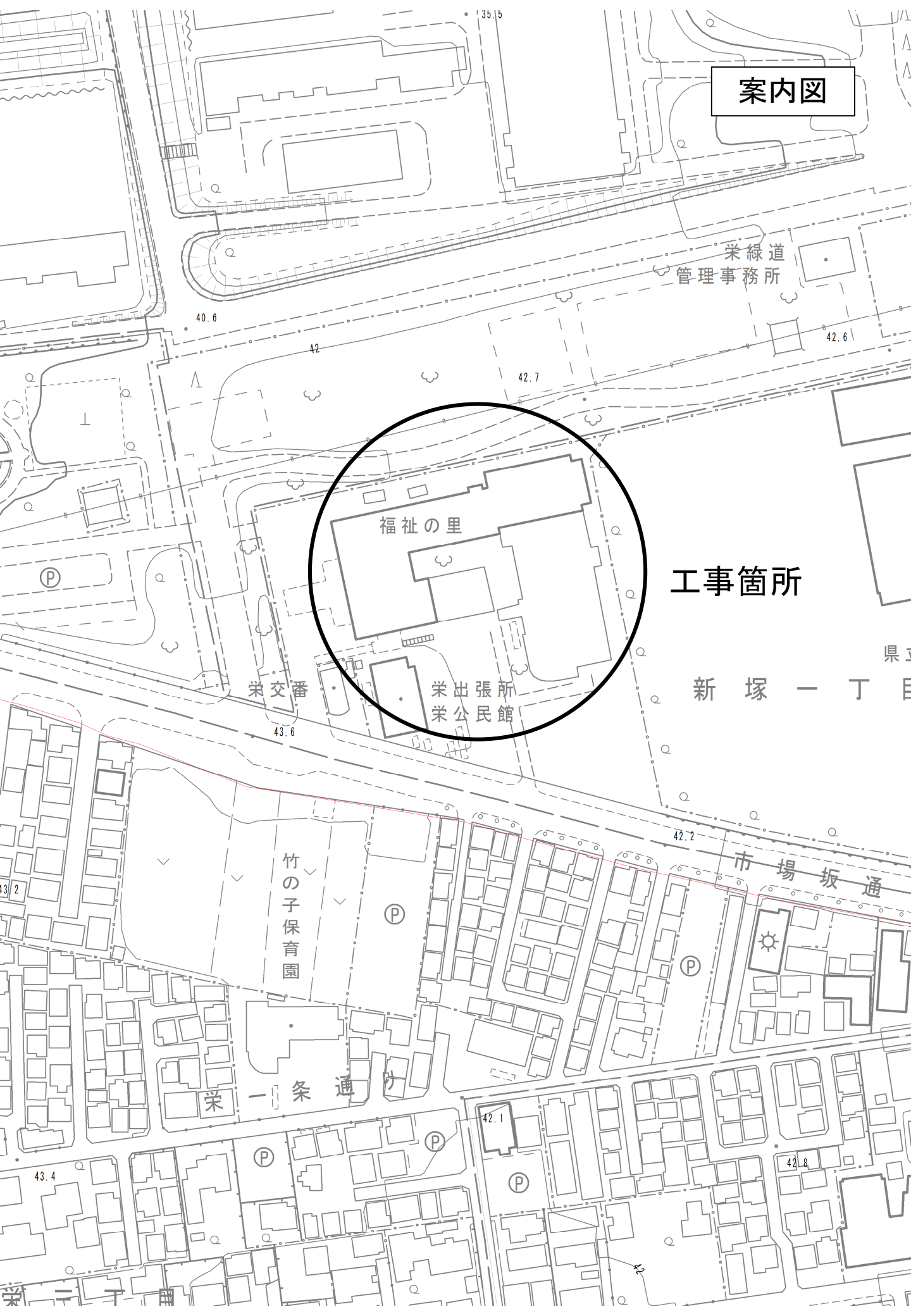
新塚一丁目

竹の子保育園

市場坂通

栄一条通

栄三丁目



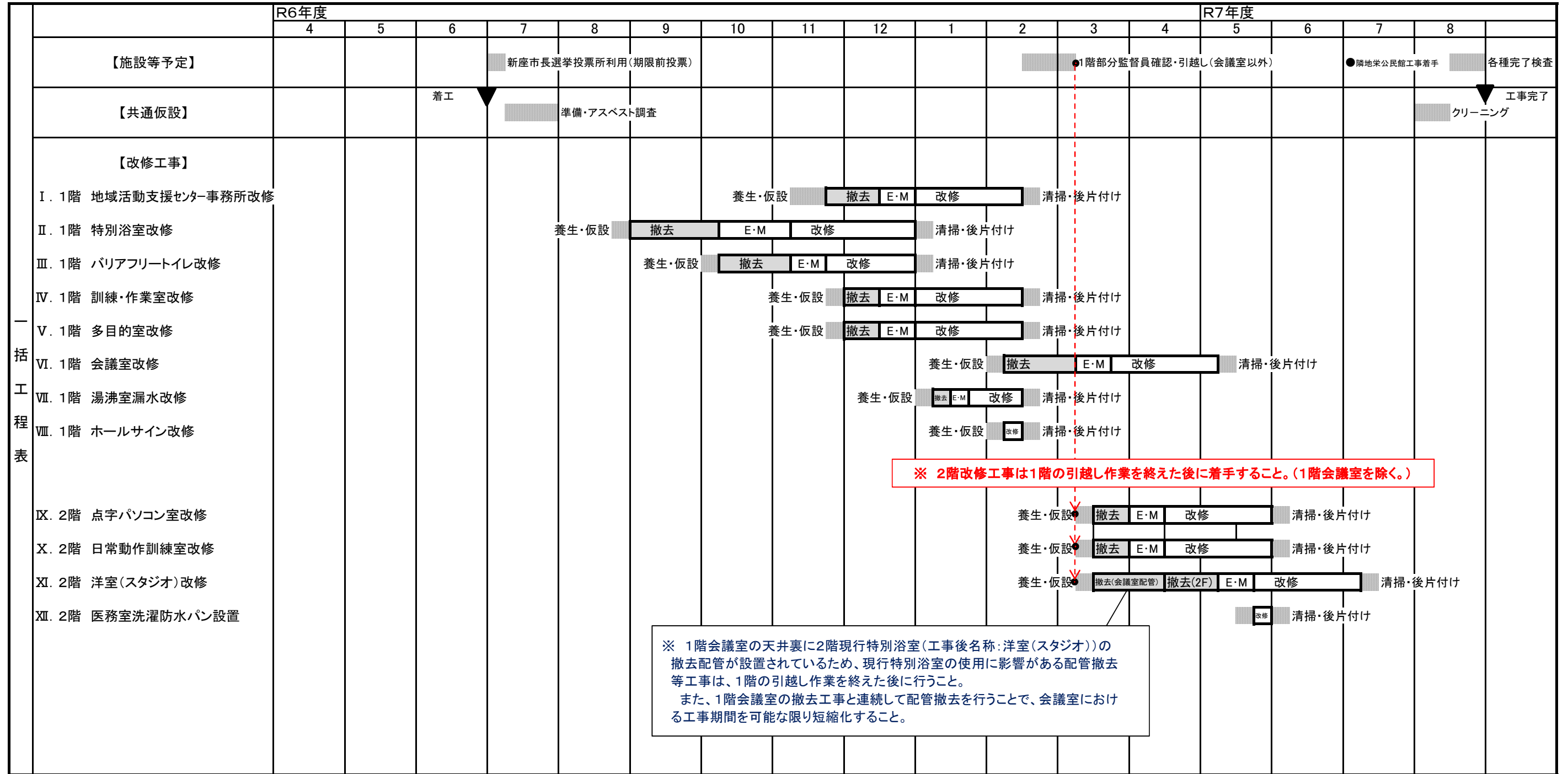
【特記事項】

本工事は、新座市建設工事（営繕工事）における「週休2日制工事」実施要領の対象工事である。

(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/4/shuukyuu2ka.html> 参照)

なお、本工事の予定価格は、「4週8休以上」を確保する場合の補正を行っているため、「4週8休以上」が達成できない場合、減額の契約変更を行うものである。

福祉の里改修工事 工事工程(参考)



(工事概要)

地域活動支援センターや老人福祉センター等の複合施設である福祉の里において、現在2階で事業を行っている「地域活動支援センター」を1階に機能移転するため、レイアウト変更等必要な整備を行うもの。

(特記)

- ・本件は福祉の里の施設運営を行いながら工事を行うものであるため、施設運営について十分配慮しながら、適宜、工程等について施設管理者と調整を行うこと。
- ・令和6年7月1日から7月7日までの期間、本施設は新座市長選挙の投票所として使用するため、当該期間における本施設での作業等は不可とします。
- ・令和7年7月から、隣地栄公民館において、長寿命化工事が始まる予定のため、工事重複期間における仮設等は各工事間で調整を図りながら進めること。
- ・本施設に設置している機械警備設備については、施設保守を行っている警備業者により、別契約で取外し再取付けを行うため、当該業者と調整を図りながら、円滑に工事を進められるよう配慮すること。
- ・本件工事部分を含めた施設全館の電話機改修を目的に電話機設置等業者が入る予定のため、双方の作業に影響がないよう工程等当該業者と調整を図ること。
- ・本工事はまず1階部分から着手し、会議室を除く1階部分完成後の引越し(機能移転)を終えた後、2階の工事に着手すること。
- ・既製品・工場制作物等、納品まで時間を要するものについては、工事請負契約締結後、速やかに納期等を確認し、適切な時期に発注すること。